

報 告 書

令和7年2月5日

北九州市議会議長 田仲 常郎 様

議会運営委員会

委員長 中村 義雄

次のとおり報告します。

記

1 派遣議員 中村 義雄、 木畑 広宣、 吉村 太志、 日野 雄二、
渡辺 修一、 小宮けい子、 泉 日出夫、 山内 涼成

2 目 的 SNS等を活用した広報活動など議会運営全般に関する調査研究

3 場 所 (1) 埼玉県日高市議会
(2) 栃木県宇都宮市議会
(3) 埼玉県上尾市議会

4 期 間 令和6年7月29日(月) から
令和6年7月31日(水) まで 3日間

5 用務経過

(1) ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン等について(埼玉県日高市議会)

近年、議員のSNS等を活用した情報発信が活発化しているが、一方で誹謗中傷や虚偽情報の発信など議会外での事象については、議会として対応策がない状況である。

このような中、日高市議会では、平成27年12月に全員協議会でソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを策定した。

今回、本市議会運営委員会の協議・検討の参考とするため、日高市議会議員から説明を受けた。

あわせて、議会だよりの運用方法についても説明を受け、それぞれに関する質疑応答を行った。



【説明概要】

ア ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて

(ア) ガイドライン制定の経緯

- 平成27年12月2日、全員協議会にて公明党の議員より提案、原案を配付し、各会派で検討することになった。
- 提案を行った理由として、平成20年頃から自己主張、議員個人に対する批判文書等を市内で勝手に配布する議員がいた。
- SNSが浸透し始めると、議員への個人攻撃等が散見され、注意等を行うが改善が見られず、具体的な対応ができないため、議員の中でも何か基準を作るべきという意見が出始めたことがきっかけ。
- 公明党は全国の情報網があり、SNSの利用に関して研修等で学んでいたため、そういった情報や新聞等を参考にしてガイドラインの原案を作成した。原案作成までは1年ぐらゐの期間を要した。
- 迅速に制定するため、各会派からの意見を聞き、12月8日にガイドライン案の修正版を配付。12月15日、全員協議会で賛成多数で可決した。7会派中5会派が賛成、1会派が反対、1会派は賛否表明しなかった。
- 策定に当たって、外部意見等は聞いていないが、議会改革の一環として策定した。
- 議会改革については、通常は議会運営委員会で議論を行うが、今回はあえて全員協議会で決定した。

(イ) ガイドライン制定後について

- 制定の効果については判断がしづらい。
- 当時は議員の常識的な判断で事足りると思い私は賛否表明しなかったが、後の辞職勧告決議などを考えると、制定してよかったと考えが変わった。
- ガイドライン制定後も、一人の議員がSNS等で不正確な情報を発信するなどし、ガイドラインに抵触するとして何度も注意喚起を行ってきたが、状況が改善されず、平成31年3月に問責決議、令和2年3月には議員辞職勧告決議がそれぞれ賛成多数で可決された。
- 辞職勧告決議が提出された際、本人から発言の申出があったが、議場で発言に対して異

議が出され、賛成多数で発言の機会は認められなかった。

○令和2年5月の議会だよりに議員辞職勧告決議全文を掲載。同年9月に、辞職勧告決議の撤回を求める請願（署名2,000筆超）が提出されるも、不採択となった。

○議決後の反響として、県内外の女性市議会議員等から問合せが多数あったほか、抗議や要請文の提出、新聞社からの取材など、事務局が大変であった。

○令和3年4月、辞職勧告決議の当該議員が、決議は違法・不当な目的で市議会の権限濫用であり、議員活動の自由などを侵害するとして、市に対し損害賠償請求を起こした。その後、地裁、高裁、最高裁の全てで原告の請求は棄却となった。議会だよりには判決の都度掲載していた。

○判決理由は、議会における決議は組織内のことであり、内部規律の問題である。また、決議は法的拘束力はないというものであった。

○制定後の課題として、常識があればそもそも作る必要がないが、全員がそうではない。規則を作っても守らない人はいるが、最低限の基準は必要である。

○ガイドラインの運用に当たっては、個人を陥れるなどの恣意的な運用とならないよう気を付ける必要があり、厳正な事実に基づいた冷静な判断が必要である。

○SNSの発信については、公人としての自覚を持って行うことが大事である。

イ 議会広報（議会だより）について

○令和5年8月に、全員協議会で議会だよりのリニューアルが決定。前々から改善すべきという話があったほか、市民から見づらい、文字数が多い、読む気が起きないなどの意見があった。

○他都市の広報紙や、近隣のリニューアルしたところを参考に、議会だより編集委員会で検討開始。印刷業者と協議し、意見を聞いた。

○印刷関連の仕事をしている議員がおり、どうすれば安価にいいものができるかを印刷業者と折衝し、たたき台を作成してもらった。

○今までは議案数や質問者によりページ数が増減していたが、ページ数を毎回12ページに統一することでコスト削減を図った。議案を全て載せていたが、市民の関心が高いと思われるものをピックアップして掲載するように変更。

○これまでは市の広報と議会だよりの見分けがつかなかったため、ぱっと見てわかるように差別化を図った。また、紙のデザイン変更、縦書きから横書きに、字を大きく、UDフォントに変更するなど、高齢者などにも配慮した。

○一般質問の文字数を4割ほど削減し、要点がすぐわかるようにした。また、詳しく知りたい方向けに、QRコードをつけて動画を視聴できるようにした。

○広報にかかる予算がない中で、大きく改善する必要があった。若い議員が増えたこともあり、大きく変えていこうという流れになった。

- 文字量を少なくすることに対して批判もあったが、QRコードは他都市も行っており、関心がある方は動画でどうぞということで、大きく変えることを重視した。
- リニューアルしてから1年も経過していないため、課題等はまだわからないが、何かあれば委員会で随時検討、改善していきたい。市民からは見やすくなった、きれいになったという声を頂いている。
- 議会だより編集委員会は7人で構成され、代表者会議で委員を決定している。閉会后約1週間後から動き、1号作成につき、正副委員長は3回、委員は2回、それぞれ60分程度の会議を開催。
- 一般質問と討論原稿は、議員本人が作成し事務局に提出。委員会では表紙や議案トピックの選定、言い回しや送り仮名、写真等のチェックを行っている。
- 議会だよりは、議会ホームページに掲載するほか、令和6年8月号よりマチイロで配信予定。

【主な質疑応答】

- 平成27年のガイドライン制定時に、既に議員がSNSで発信していたのか。
 - そうである。多数派にいじめられているなど、不正確な情報等をSNSで発信していた。
- 会派は一人だったのか。
 - 一人のときもあれば、二人のときもあった。政党には属さず、市民活動家として活動。
- 辞職勧告決議など様々あったと思うが、その間に市民からの声はどうだったか。
 - あまり表立ってない。議会だよりに掲載しただけで、市民はあまり関心がないと思う。
- ガイドライン制定時も、市民の関心はなかったのか。
 - なかった。
- ガイドライン制定時に、一番議論になった部分は。
 - ほぼ原案どおりで、当時は作ることが大事という共通認識があり、大きな議論はなかった。
- 辞職勧告決議を受けた議員以外で、ガイドラインに違反するような議員はいなかったのか。
 - これまではいなかった。
- 議会だよりの内容について、編集委員会が全部決めているのか。それとも執行部からの意見、アドバイスなどあるのか。
 - 執行部は一切入っていない。ある程度のたたき台は事務局が作成するが、読み合わせ等は委員会で行っている。
- 今回、左見開きになったが、単純に横書きになったからなのか。
 - 印刷業者から左開きの所があると教えてもらったことがきっかけ。横書きにすると数字が書きやすい。縦書きだと分かりづらいが、横書きだと見るほうもわかりやすい。議会の中で数字はたくさん出てくるため、横書きにしようということになった。

○議員の質問の中にイラストや写真が載っているが、これは以前からなのか。

→以前からしていた。議員が載せたいものを持って来て、それを掲載している。文字を多く載せたい人は、写真等は載せていない。議員が自ら調整している。

○議会だよりに掲載している順番は、登壇した順番なのか。

→登壇順である。登壇順はくじ引きで決定している。

○リニューアル前と比較して、議員の文字数は絞って字を大きくしているのか。

→一般質問は700何文字から400何文字と、4割ぐらい削減して原稿を提出してもらうよう議員にお願いした。

○質問は何字以内というような決まりはあるのか。

→ない。全体の文字数のみで、内容は議員に全部お任せしている。

(2) 議会広報等について（栃木県宇都宮市議会）

宇都宮市議会では、広報広聴委員会が中心となり、積極的な議会広報を実施している。議会体験、議場ジャズコンサート、市民意見制度、議会広報番組など、本市では行っていない取組が多数ある。

今回、本市の議会広報の参考とするため、議会広報番組や議会広報紙等の議会広報全般について、宇都宮市議会事務局から説明を受け、質疑応答を行った。



【説明概要】

ア 議会広報について

(ア) 議場を活用した議会広報の取組

○小学生から高校生を対象に、議会体験（来場型）を実施。執行部役と議員役に分かれて実施し、議長への質問、議長からの講評なども行っている。今年度は昨年度と同じく14校実施予定。

○申込が小学校からしかないのが課題。学校が来られるようにバスを事務局が確保しているが、教育課程や受験のタイミングもあり、現状では小学校のみとなっている。体験した児童、先生からの感想は好評である。

○若い世代に議会に対する理解促進と広聴の機会拡充を図るため、令和6年度より議会体験（出前型）と高校生との意見交換会を実施することとしたが、まだ実績はない。

○その他、議会行事がある日を除き、議場見学を随時受け入れている。子供の見学時には

子供用のパンフレットを使用するなど、分かりやすい説明を心掛けている。

- 市民の議会に対する関心を高め、開かれた議会を推進するため、議場ジャズコンサートを平成15年度から実施。宇都宮市出身の世界で活躍するジャズアーティストがおり、市民レベルによる音楽文化の振興を図るとともに、ジャズのまち宇都宮のブランド化に向け取り組んできた。
- 今年度は6月定例会の閉会日に実施。ジャズコンサート後の議会傍聴につなげる狙いもある。市民からは好評の声が多く、議場ジャズコンサートを開催することで、議会にも関心を持ってもらえる。

(イ) その他議会広報の取組

- 議会の広報及び広聴に関する協議、調整を行うことを目的に、広報広聴委員会を平成25年に設置。委員数は11名で議長が委嘱、委員長及び副委員長は委員会で互選としている。
- 広報広聴委員会は、議会広報紙の発行、議会ホームページの公開、その他議会の広報及び広聴に関することを担当し、1時間程の会議を昨年度は9回、今年度は現時点で4回開催している。議会広報紙の協議のほか、市民意見が出た際は臨時で開催している。
- 市民に開かれた分かりやすい議会を推進するため、市民意見制度を実施。郵便、メール、ファックス等で寄せられた意見について、広報広聴委員会で協議し、おおむね1か月程度を目安に回答している。議会に関するものもあるが、市の施策等に関する意見が大半を占めている。
- 議会広報紙あなたと市議会は、年4回の発行と、改選時は議員紹介号を発行している。発行部数は約15万部。新聞折込と新聞未購読者への郵送、市施設等での配布、市議会ホームページへ掲載している。
- 規格はA4判12ページが年3回、議案数等の多い3月定例会号のみ16ページ。事務局が原案を作成し、広報広聴委員会で協議。
- 令和6年4月から、3月定例会号のページ数を変更。また、ウェブサイト「トチギーボックス」、スマートフォンアプリ「マチイロ」に電子版議会広報紙の掲載を開始した。
- 点字版は280部、音声版は220部、市内の社会福祉法人等に作成を依頼している。
- その他、議会ホームページやフェイスブックをしている。フェイスブックは、令和元年の一般選挙後に設置された議会制度検討委員会において、会派から広報方法について提案があり、広報広聴委員会で協議。フェイスブックを活用した情報発信を行うことを決定し、令和2年11月より実施。
- フェイスブックは市議会に関する情報等を月10回程度投稿しており、フォロワー数は274人。コメントへの返信対応はしていない。
- 本会議、議員協議会、議員説明会の議会中継を実施。本会議の休憩中に、市のPR動画、議会広報番組動画などを放映。

- 令和元年の議会制度検討委員会における広報関係の提案について、議会や議員活動をより広く、分かりやすく周知するため、全市民が視聴可能なテレビを活用した番組制作と情報発信を行うことを決定した。
 - 令和2年6月より、タレントの井上咲良さんを起用した議会広報番組を放映開始。井上咲良さんが町に出て市議会に関するインタビューを行い、議会へ市民の声を届けるとともに、議会として市民の声に答えている。
 - これまでは議長と副議長が出演し、市民の声に対して答えてきた。議会を代表して答えてもらうため、役職がある正副議長や、各委員会の委員長等にも出演してもらう予定。
 - 委託料は約879万円。地元のとちぎテレビが放映している。定例会前に撮影し、年間4本制作。本放送1回と再放送2回の年12回放送。制作した動画は、市の広報広聴課に依頼し、市のYouTubeやホームページ、市議会ホームページにリンクを貼っている。今年度から市内各所にあるデジタルサイネージを活用し、番組周知を行っている。
 - 有名なタレントを利用しているため、多くの人に対する宣伝効果は期待できる。議会の内容だけでは堅い番組になるため、市の取組なども発信するようになった。本来であれば、もっと議会メインの番組にしたいが、そこが課題と考えている。
- イ 本会議及び委員会における質疑・質問の持ち時間に係るルールについて
- 議案に対する質疑と市の一般事務に関する一般質問を併せて行っている。一般質問は代表質問と個人質問があり、1定例会で4日。1日の発言者は4人以内。発言希望者が16人を上回る場合は、都度議運で協議している。
 - 1年間の質問回数は、代表質問と個人質問を合わせて1人2回まで。12月、3月定例会の発言希望者が16人に満たない場合は、個人質問に限り、3回目以降の質問を認めている。
 - 個人質問は一括質問か一問一答方式。一括質問の場合、当初質問は30分以内、再質問は答弁も含めて15分以内。一問一答の場合、質問、答弁、全て含めて75分以内。
 - 代表質問は、3人以上の議員が所属する会派で、3月定例会に実施。所属議員数の多い会派から行う。同じ場合は、期数の合計順、所属議員の年齢合計順としている。
 - 質疑は、一般質問の回数には含まない。順番は代表質問と同様。一問一答方式のみで、質疑の時間は、議案の数にかかわらず、1人につき、質疑、答弁、全てを含めて10分以内。
 - 予算・決算委員会での発言については、順序、時間の規定はない。

【主な質疑応答】

- 議会体験の実施校は14校だが、市内に小学校は何校あるのか。
→62校。毎年、校長会でバスの予約日程等を伝えている。
- 対象学年は学校に任せているのか。
→対象学年は決めていない。実際は6年生が多い。6年生の4月に政治等について学ぶ機会

があるためと思われる。

○今後、増やしていく予定はあるのか。

→小学校からのみのため、中学校等も含めて増やしたいと考えているが、受験のタイミング等もあり来づらいと思う。バスの予約日時と、学校が来たいタイミングが合うかどうか。リピーターになってくれる学校は多い。議会体験とは少し違うが、昨年度から中学2年生を対象に職業体験を受け入れるようになり、今年度初めて2名受け入れた。議会体験の手伝い、議事録の作成等、議会について知ってもらった。

○市からバスを手配していると思うが、これ以上増えたら予算に影響しないのか。

→今は上限に達していないので問題ない。自由に使える予算も確保しているため、学校の希望日に充てることもできると思う。

○議会体験の出前型には誰が行くのか。

→正副議長、各委員会の委員長などが議会を代表して行くことになると思う。

○小学校でも、中学校でも議長が行くのか。

→そうなると思う。

○主権者教育が大事だと思うが、高校生相手の教育内容はどのようなものか。

→まだ実施していない。テーマを自分たちで決めて考えを議員にぶつける、議員の考えを聞くなど、幅広く検討している。

○議会だよりは新聞折込と郵送があるが、郵送は希望者に行っているのか。

→希望者のみ。昨年度は63,000部郵送。新聞折込が減って、個別郵送が増えてきている。

○折込より郵送代の方が高いのではないか。

→そうである。

○新聞の購読者数を行政が把握できるのか。

→行政では把握はしていない。委託先の新聞店からの請求で、折込数等を把握している。

○議会だよりの写真は、毎議会質問している際の写真が載るのか。

→毎議会載せている。

○毎議会、違う写真を載せるのは面倒かと思うが、何か意見があったのか。

→広報紙の見直しの中で、臨場感を出したいという意見があった。希望する議員がいれば、パネルと一緒に写った写真でも可能。手間はかかるが、毎回職員が本会議中に撮影している。

○フェイスブックは若い世代には合っていないと思うが。

→発信を始めた当初は、幅広い世代に受け入れられていた。また、元々提案した議員がフェイスブックを推したのも理由。

○20代はほとんどフェイスブック見ないのでは。

→そう思う。スタートした時期は問題なかったが、見直す時期に来ている。

○議会広報番組の委託料879万円について、これはタレントの出演料込か。

→全て込みである。番組自体がタレントがメジャーになる前に始まったこともあり、今新たに始めるとしても、同じ金額では難しいと思う。

○井上咲良さんが出演して、市民の反響などはどうか。

→市民から直接の声はもらっていないが、ロケ中に市民が関心を持たれたり、出演者が発信するなどして、よい影響はあると思う。

○宇都宮市出身のタレントは他にもいると思うが、井上咲良さんに決まった背景などあれば。

→どのタレントを起用するかも含めて、とちぎテレビにお願いしていた。井上咲良さん本人が政治への関心が高く、本人の希望もあり、まだ有名になる前でもあったため、とちぎテレビから推された。他にも有名なタレントはいるが、ギャラが合わなかったと思う。

○視聴率などはわかるのか。

→視聴率は取っていない。ユーチューブの再生回数などを見ている。市のユーチューブで流しているが、通常の動画は大体1,000回前後。議会広報番組については、最多のもので約4,000回、今回視聴したものは約1,200回。井上咲良さんの効果かと思う。

○出演する議員が限られていると思うが、他の議員から文句などはなかったのか。

→今のところ不満などは出ていない。

○今後も続けていくつもりなのか。

→番組のテーマ決めが難しい。改選のタイミングで費用対効果を検証する必要がある。先日の議会体験を番組にした際は、子供たちや保護者の声も聞いて反応も良かった。市民数人にインタビューするだけでなく、市民を巻き込んで番組を制作していけるかどうか課題と考えている。

(3) ソーシャルメディア運用ガイドライン等について（埼玉県上尾市議会）

上尾市議会では、令和5年10月に議会改革特別委員会においてソーシャルメディア運用ガイドラインを策定した。

今回、本市議会運営委員会の協議・検討の参考とするため、上尾市議会議員から説明を受けた。あわせて、委員会のインターネット中継や議会だより等の運用方法について上尾市議会事務局から説明を受け、それぞれに関する質疑応答を行った。



【説明概要】

ア ソーシャルメディア運用ガイドラインについて

- 令和2年7月の議会改革特別委員会設置に先立ち、各会派から協議事項を集約した際、1会派よりSNS等の情報発信の基準を策定してはどうかと提案された。
 - 現職の議員と一般市民の間でSNSによるいざこざがあり、今はSNSを活用している議員も多いことから、ガイドラインが必要じゃないかという意見があった。
 - 令和2年9月に議会改革特別委員会が設置され、協議事項の1つとして正式に決定。必要性については、各会派一致していたが、当面の間は、議会基本条例の制定を優先することで決定。
 - 令和5年6月に議会基本条例を制定し、7月頃から本格的に基準策定の協議を開始。
 - 基準の策定に当たり会派から、議員個人の責任においてSNSの運用は行うべきではあるが、情報解禁、また議会休憩中の更新禁止など、最低限のルールはあるべき。プライベートのアカウントを併用しているケースもあり、基準を設けるにしても、どこまでを議員としての発信としてみなすのか、協議が必要。誹謗中傷、ヘイトなどは行わない。機密情報の扱いや倫理感を持った発信など、ある程度のレギュレーションが必要ではないか。議案の取扱いと統一のルールを設けたほうがよいと考える、といった意見があった。
 - また、埼玉県日高市議会、滋賀県長浜市議会、京都府亀岡市議会、茨城県守谷市議会のガイドラインを参考として提示し、協議した結果、滋賀県長浜市議会のガイドラインを参考とすることで決定し、正副委員長及び事務局でたたき台を作成した。協議は3回行ったが、その際に外部意見等は聴取していない。
 - 10月に議会改革特別委員会において、全会一致で決定し、上尾市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを策定した。
 - ガイドライン制定後は、議員に対してはタブレット端末を通して周知するとともに、12月定例会において、議会改革特別委員長から委員長報告を行った。
 - 市議会ホームページや議会だよりにも掲載し、市民などに対しても広く周知したが、今のところ特に意見などは寄せられていない。
 - 課題として、ガイドライン違反者が出た場合の対応を規定していないため、ガイドライン違反が疑われる事態の際には協議体等を含め、改めて考える必要がある。
- イ 委員会のインターネット中継について
- 平成29年に議会改革特別委員会において、委員会の録画配信について協議開始。平成31年度予算に必要経費を計上し、令和元年6月から運用開始。
 - 対象の会議は、常任委員会、特別委員会及び全員協議会。ライブ配信は行っていないが、会議を開催した翌日夕方には録画映像を配信するよう努めている。配信期間は5年程度。
 - 映像の取扱いについては、議会運営委員会申合せ事項に定めている。1点目、議員は自らの発言、関連する答弁等の録画映像データの提供を受けることができる。2点目、議会活動報告を目的として公開する場合に限り、録画映像データの二次利用を認める。3点目、二次利

用する場合は、映像の加工編集を行ってはならない。ただし、発言の趣旨を損なわない範囲において、この限りではない、としている。

- もともと委員会室ではマイクシステムのみ導入していたため、委員会の録画配信開始に伴い、ウェブカメラを備品購入して取り付けた。
- 費用は、カメラ6台分で約6万円。年間のランニングコストとして、インターネット議会中継システム管理運用委託料が11万円。通信運搬費が、本会議のネット中継と合わせて1,122,000円である。
- 音声はもともと設置していたマイクシステムから、映像はウェブカメラからパソコンに取り込み、OBSスタジオという無料の映像配信のソフトウェアを使用している。
- ウェブカメラは、1台が委員席、もう1台が執行部席を映している。
- 本会議の録画のみであった2018年と比較して、委員会の映像配信を開始した2019年に、大幅にアクセス件数が増えている。ただ、この年には注目度の高い特別委員会を設置したこともあり、単純比較をすることは難しいが、委員会の配信を開始したからこそ、そうした特別委員会の映像配信をすることができたと考えている。

ウ 議会広報について

- 議会だよりは年4回、改選期は議員紹介の臨時号を入れて年5回発行。発行部数は、最新のもので108,100部。市内の世帯数を参考としている。仕様はA4判2色刷り16ページ、臨時号は4ページとしている。
- 原稿の編集や印刷、納品拠点への配送は委託している。シルバー人材センターに、全世帯へ市の広報紙とともに配送を委託している。
- 視覚障害者用に、声の議会だよりを行っている。市内の朗読ボランティアグループが音源作成、CDにダビングし、希望者に無料で貸出しを行っている。現在の利用者は8名。
- そのほか、ホームページに議会だよりと声の議会だよりをそれぞれ掲載。また、市が設置したデジタルサイネージを用いて、定例会の開催情報等を掲載している。
- 議会だよりの発行、ホームページによる情報発信等の協議、調整を行うため議会報編集委員会を設置している。委員構成は8人、各会派の所属議員数により調整している。
- 議会だよりの発行に合わせて2回、年8回程度開催している。所要時間は30分程度。
- 会議録の未定稿が届き次第、議員に提供して順次原稿を執筆。閉会の1週間後には業者に出稿。事務局職員全員でチェック後、執行部の関連部署に補正を依頼、議員本人に確認してもらってから委員会を開催、校了としている。

エ 本会議及び委員会における質疑・質問の持ち時間に係るルールについて

- 一般質問について、発言順序は通告順、発言時間は答弁を含めて1人60分以内。発言枠は申合せにより、1日当たり5人とし、タイムテーブル制で実施している。
- 発言方法は一括式、一問一答式、複合式の3種類ある。一括式は、質問者と答弁者がともに

演壇に登壇。質問3回までだが、現在は誰もしていない。一問一答式は、質問者は対面演壇、答弁者は自席。通告した内容であれば発言回数に制限はなく、ほとんどの議員が採用している。複合式は、1回目は一括式と同様で、2回目以降は一問一答式と同様であり、現在は1人ないしは2人が採用している。

- 質疑について、発言順序、発言時間は一般質問と同じだが、実際には1人当たり数分程度で終結している。発言回数は3回まで。所属委員会の質疑は委員会で行うことから、本会議では質疑できないこととしている。
- 予算特別委員会は3月定例会中に設置し、議長を除く委員15人以内で構成。9月定例会中に決算特別委員会を設置するが、そのメンバーが引き続き半年後の予算特別委員会の委員となる。
- 決算特別委員会では、決算の審査を踏まえ、次年度の予算に生かすよう、市長に対し提言を提出しており、この提言の反映状況などをチェックするため、このサイクルを採用。
- 予算特別委員会では、提言の反映状況などの説明を受けた後、各部局別審査を行い、最終日に総括質疑を行っている。総括質疑では、部局横断的な内容、予算に関連する市長の施政方針、決算特別委員会の提言内容などについて、質疑を行うものとしている。
- 質疑方法は原則として一問一答式。会派は3人以上で結成のため、質疑者は会派ごとに1人。会派を結成していない議員も総括質疑をすることができる。
- 総括質疑の発言順序は通告順。発言時間は、各委員の持ち時間を10分とし、所属する会派の委員数を乗じて得た時間としている。なお、答弁の時間は含まれない。

【主な質疑応答】

- 四つの自治体を参考にしてガイドラインを策定しているが、長浜市を参考にした理由は。
→事務局でキーワード検索をしたところ、四つの自治体が確認できた。中にはかなり詳細な所までルールを決めている自治体もあったが、最低限の基準にとどめるという意見があったことを踏まえて、合致したのが長浜市であり、参考にした。
- ガイドラインを作成することが抑止力になったのか。効果があれば。
→効果があったのかどうかは、正直分からないが、各議員がガイドラインにのっとらなければいけないという意識は醸成されたと思う。また、同時に作成した議会基本条例の中に、品位をしっかりと保っていくことを明文化しており、その一部分として、SNSの情報発信等について、このガイドラインが関わっていると思う。
- 議会改革特別委員会が設置後、協議再開まで2年以上あるが、その間協議はなかったのか。
→設置後はまず、議会基本条例の制定に注力することとしたため、その間はガイドラインについての協議はしていない。
- 4か月間で制定したとのことだが、どのような議論があったのか。

- 協議が再開された際にいろいろな意見があったが、軽易なものでもいいので何らかの形でガイドラインは必要という共通認識があった。議会改革特別委員会が任期の関係上、令和5年12月で終結してしまうため、他都市を参考にできるだけ簡素な形、簡略化されたものでもいいので、一旦作成することが必要ではないかという意見があり、制定に至った。
- 懲罰に関しては非常に難しい問題と思うが、万が一問題が起きた場合、どういう対処、対応方法を考えているのか。
- 懲罰となると議員の発言を必要以上に制限してしまうことになるので、罰則規定まで設けることについては、ガイドライン作成の議論の中では至らなかった。実際にそのような状況になった場合は、状況に応じて判断することになると思う。
- ガイドライン違反者が出た際の対応については、議論されているのか。違反したと判断するのは誰になるのか。
- 違反したかどうか、誰が判断するかは決まっていない。あくまで心構えとして、性善説に立った上でガイドラインを定めた。ただ、議会基本条例に加えて、政治倫理条例の中で、しっかり品位を保たなければならいと明文化しているため、今後そういった議員が出てきた場合は、条例等にのっとって対処していくことになると思う。2つの条例に関連する形で、ガイドラインがあると考えてほしい。
- 基本条例があり、その枠を超えてソーシャルメディアに関するガイドラインを作成したわけだが、これは定めなければならないといったような事例があったのか。
- 令和2年頃のコロナ禍に、事実誤認の情報を発信する議員がいた。個人の責任とも言えるが、公人としての情報発信は気を付けなければならないというのもあり、ガイドラインを制定してはどうかと協議事項で提案した。
- 罰則規定等の課題については、克服していくべきものと考えているか。
- 克服すべきと考えているが、罰則規定を設けるかどうか、かなり繊細な部分であり、誰の判断でやっていくのか等含めて、議会運営委員会や議会改革特別委員会等で、他都市の状況や法律の専門家の意見を聞きながら進める必要があると思う。ただ、現時点ではガイドライン制定後、大きなトラブル等は起きていないので、今後の状況の変化などを見ながら進めていく必要があると考えている。
- 委員会の映像配信で、2019年のアクセス件数が突出している理由は何か。
- この年から委員会のインターネット中継を始めたというのと、特別委員会で市民からも注目される案件があった。
- インターネット中継の開始に当たり、何か特別な周知啓発等をしたのか。
- 議会だよりや市のホームページなどに掲載したぐらいで、特別なことはしていない。
- 議員と執行部の両方を映しているが、撮影方法を決めたいきさつがあるのか。
- いきさつは特にない。フリーソフトで配信している影響もあり、鮮明ではない。そのため

か、市民の方から、誰が発言しているか分かりづらい、もうちょっと分かるようにしてほしいといったような声がある。

○カメラの切り替えはなく、固定されたままなのか。

→そうである。

○カメラは一台1万円ぐらいか。

→そうである。ウェブカメラなのでピンキリではある。

○インターネット中継はフリーソフトを使用しているが、ランニングコストはかからず、初期費用のみということなのか。

→ソフトやカメラに関するランニングコストはかからない。ネット公開のための編集作業は委託しているため、年間で約11万円。議会中継サイトのシステム利用料が、本会議も合わせて1,122,000円かかっている。後付けで手作り感もあるが、何とか届けている。

○カメラが6台となっているが、常任委員会が4つ、それぞれに2台であれば8台なのでは。

→第1委員会室と第2委員会室に3台ずつ設置している。委員会に参加する議員や執行部の数に合わせて、使用するカメラを決めている。全員協議会室で中継を行う際は、カメラを移動することもある。4つの常任委員会があるが、開催日は2日間、2つを同時進行で開催している。4つの常任委員会を同時にやることはない。

○市議会だよりの配布方法は。

→シルバー人材センターに全世帯への配布を委託している。以前は自治会加入者のみに配布していたが、委託先をシルバー人材センターに変更してからは、全世帯に配布するようになった。

○市の広報紙も同じような形で配布しているのか。

→そうである。市の広報紙、議会だより、健康カレンダーの3つをまとめてお願いしている。

6 視察後の協議経過について

(1) 令和6年8月9日 議会運営委員会

視察後、意見交換を行った。

ア SNSの利用に関するガイドラインについて

○SNSの使い方のルールとして、ガイドラインを早く作るべき。誹謗中傷などを防いでいかなければいけない。

○他都市でも問題は起きている。罰則規定はなくとも、一定の線引きをすることで抑止力になる。

○必要とは思いますが、しっかりと協議し、議員全員が納得できるものとするべき。

○視察先のガイドラインでは、議員のモラルの域を超えるものになっていない。議会基本条例の中に踏襲されている問題。政令市はどこもしていないので、政令市の意見等を踏まえ

ながら、改選後にしっかりと時間をかけて議論すべき。

○現時点で本市議会でも問題が起きている。議会基本条例では抑制できていない。

○来年には選挙も控えているため、早めに作成すべき。条例の改正となると時間がかかるが、ガイドラインであれば選挙前に作成することも可能。

なお、SNSの利用に関するガイドラインについては、3会派からガイドラインの策定を求める意見が出たことを踏まえ、議論を進めるかどうか、再度会派で検討することとした。

イ 議会広報について

○宇都宮市は議会体験を来場型と出前型の両方企画していたが、主権者教育として、政治との距離が縮まるのではないかと感じた。

○宇都宮市議会事務局が中学生の職業体験を受け入れていたが、行政の方が議会を支えていると知ることができ、違う方向での主権者教育になると感じた。

○宇都宮市の広報番組がすごく安く、芸能人に市をアピールしてもらい、よい内容であったので参考にしたいと感じた。

○議会広報紙は、それぞれの議会でいろいろな工夫をしていることがわかった。シルバー人材センターを使った配布や、質問している際の写真を掲載するなど、議会だより編集委員会で検討してもらいたいと感じた。

○議会だよりについて、他市は議員が少ない関係もあるが、ゆったりとしたレイアウトで見やすいと感じた。本市はぎっしり詰め込んでいるため、見やすくする方法を考えなければと感じた。

○議会だより編集委員会の一員だが、見やすさと、各議員が訴えたいところを載せられるような広報紙を作成していければと感じた。かなり勉強になった。

(2) 令和6年8月29日 議会運営委員会

SNSの利用に関するガイドラインについて、再度検討した会派から、

- ・視察先の市議会で策定しているガイドラインでは、直ちに抑止力には成り得ない。
- ・実効性のあるものにするためには、誹謗中傷を誰か判断するのか。
- ・政令市などの情報を集めることで今後議論をすべき課題と受け止めるべき。

との意見があった。

このため、今すぐ策定することについて全会派の意見が一致しなかったことから、今回は協議を終えることとした。

7 随員職員 議事課議事係長 佐々木 雄一郎
 議事課議事係 嶋田 裕文